

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

この重要事項説明書は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号）及び「宇都宮市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（宇都宮市条例第5号）に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項の説明のために作成しています。

1. 事業所運営法人

法人名 株式会社 HEARTS AND LIVES
法人所在地 栃木県宇都宮市宝木本町1474番地14
代表者氏名 代表取締役 上原 美也子
法人設立年月日 2023年6月7日

2. 事業所概要

事業所名 うらら訪問看護ステーション
事業所の種類 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護
事業所所在地 栃木県宇都宮市宝木町1丁目46-6 清雲荘1階A
電話番号 028-666-8750 FAX: 028-666-8749
開設年月日 2024年4月1日
事業所番号 0960190882
管理者 風間 真弓
通常事業の実施地域 宇都宮市
営業日 月曜日から土曜日まで（国民の祝日・12/30 から1/3 までを含む）
営業時間 午前9時～午後5時30分
事業の目的 要介護状態若しくは要支援状態等にある、または病気やけが等により在宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が必要と認めた利用者に適正な訪問看護若しくは介護予防訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針 事業実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図る。利用者が要介護若しくは要支援状態となった場合においても、利用者が在宅療養を希望される場合においては可能な限り有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を援助し、身体的、精神的機能の維持・回復を目指すよう支援する。

3. 事業所の従業員数、職種及び業務内容

(1) 管理者：看護師若しくは保健師1名

管理者は、所属する全従業員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

(2) 看護師：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）

看護師は、医療保険・介護保険に関わらず訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 ※必要に応じて雇用する。
 看護師の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。
 リハビリテーション実施日時：平日9：00～17：30（日・祝・年末年始は休みとする）

4. サービスの内容

事業所は、医師の指示に基づき、訪問看護計画若しくは介護予防訪問看護計画を作成し、サービスを実施、記録し、月毎に医師への報告を行います。

<サービス内容>

- 病状・障害の観察
- 清潔の保持(清拭・洗髪・入浴介助)
- 食事及び排泄等日常生活の世話
- 褥瘡(床ずれ)の予防・処置
- リハビリテーション
- 服薬管理（残薬の状況含む）
- ターミナルケア
- 療養生活や介助方法の相談
- 認知症利用者の看護
- カテーテル等の管理
- その他医師の指示による医療処置
- コミュニケーション・セルフケアの援助

5. 利用料金

※特定医療費にかかわる自己負担上限額が設定されている方については、1ヶ月間の医療機関、訪問看護事業所（当訪問看護ステーション以外の訪問看護事業所も含む）、調剤薬局の料金の合計金額は、設定されている自己負担上限額の範囲内となります。ご利用状況により料金が自己負担上限額に達した場合には、それ以上の料金はかかりません。

対象の方は、必ず受給者証及び自己負担上限額管理票を事業所従業員へご提示ください。

介護保険
基本利用料金

○自己負担額が単位数表記の場合は、1単位×10.42円(地域区分6級地)
 ○利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載されている割合にて計算いたします。

<要介護>

	単位数	1割	2割	3割
看護師 30分未満	471単位	491円	982円	1,473円
看護師 30分以上60分未満	823単位	858円	1,715円	2,573円
看護師 60分以上90分未満	1,128単位	1,176円	2,351円	3,526円
理学療法士等 20分	294単位	307円	613円	919円

<要支援>

	単位数	1割	2割	3割
看護師 30分未満	451単位	470円	940円	1,410円
看護師 30分以上60分未満	794単位	828円	1,655円	2,482円
看護師 60分以上90分未満	1,090単位	1,136円	2,272円	3,408円
理学療法士等 20分	284単位	296円	592円	888円

<理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護>

- ①その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師の代わりに訪問させると位置付けられています。
- ②初回の利用開始時、その後は定期的に看護師が訪問を行い、利用者の心身の状態を適正に評価します。
- ③上記 ①・②の内容について事業所が説明を行い、利用者の同意を得ることとされています。

<時間外の加算> 営業時間外の計画的な訪問看護、または月2回目以降の緊急訪問

夜間（18時から22時）・早朝（6時から8時）	25%加算
深夜（22時から翌朝6時）	50%加算

各種加算

★加算算定に同意が必要なもの

	単位数	1割	2割	3割
初回加算／初回月のみ 初回訪問看護：退院日	350 単位	365 円	730 円	1,095 円
初回訪問看護：退院日の翌日以降	300 単位	313 円	626 円	938 円

利用者が過去2ヶ月において当該訪問看護ステーションから訪問看護を受けていない場合に加算されます。

また、要介護から要支援（要支援から要介護）となり、継続して訪問看護を受ける場合も算定されます。退院時共同指導加算を算定した場合は算定されません。

	単位数	1割	2割	3割
特別管理加算／月（Ⅰ）	500 単位	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算／月（Ⅱ）	250 単位	261 円	521 円	782 円

（Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態。

（Ⅱ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱等を留置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。

	単位数	1割	2割	3割
★（予防）緊急時訪問看護加算／月	574 単位	599 円	1,197 円	1,795 円

利用者またはご家族から電話等により緊急時、または看護に関する相談に24時間看護師が直接対応し、必要に応じて緊急に訪問看護を行う体制にある場合、1ヶ月に1回加算されます。

	単位数	1割	2割	3割
★複数名訪問加算Ⅰ（30分未満）／回	254 単位	265 円	530 円	794 円
★複数名訪問加算Ⅰ（30分以上）／回	402 単位	419 円	838 円	1,257 円

看護師が1人で訪問看護を行うことが困難な利用者に対して、複数名で行うことを評価する加算です。（下記①～③）

- ①身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる
- ③その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

I：同行者が看護師、リハ職

	単位数	1割	2割	3割
長時間訪問看護加算／回	300 単位	313 円	626 円	938 円

特別管理加算の算定者に対して、1時間30分を超えて訪問看護を提供することで算定できる加算となります。

(回数制限はありません)

	単位数	1割	2割	3割
★ターミナルケア加算(要介護のみ)／死亡月	2,500 単位	2,605 円	5,210 円	7,815 円

(支給限度額外)

終末期の利用者に対して、利用者の尊厳を維持し、その人らしい過ごし方で人生の最後を迎えられるよう療養上の支援を行うターミナルケアの実施を評価する加算です。厚生労働省が定める基準に適し、ターミナルケアを行う体制が整えられた訪問看護事業所が対象となっています。

	単位数	1割	2割	3割
退院時共同指導加算／回	600 単位	626 円	1,251 円	1,876 円

保険医療機関、介護老人保健施設、若しくは介護医療院入院(入所)中で、退院(退所)後に訪問看護を利用する利用者に対し、訪問看護ステーションと入院(入所)施設が連携して在宅療養について指導を行った場合に算定する加算です。初回訪問看護の際に1回加算されます。

(予防)訪問看護処遇改善加算	1か月あたりのサービス利用総単位数に1.8%の処遇改善加算が加わります。
----------------	--------------------------------------

医療保険

基本利用料金 ① 訪問看護基本療養費 + ② 訪問看護管理療養費 + ③ 訪問看護物価対応料

①基本療養費／日 ※ 医療保険での訪問看護は原則的に1日1回、週3日までです。

		料金	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで 保健師・正看護師	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
	週4日目以降 保健師・正看護師	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円
	理学療法士等による訪問看護	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	週3日まで 保健師・正看護師	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
	週4日目以降 保健師・正看護師	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円
	理学療法士等による訪問看護	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3～9名訪問した場合)	週3日まで 保健師・正看護師	2,780 円	280 円	560 円	830 円
	週4日目以降 保健師・正看護師	3,280 円	330 円	660 円	980 円
	理学療法士等による訪問看護	2,780 円	280 円	560 円	830 円
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護)	入院中に1回	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

②訪問看護管理療養費／回

		料金	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費（1日につき）	月の初日	7,710円	770円	1,540円	2,310円
	2日目以降	3,010円	300円	600円	900円

③訪問看護物価対応料／回

	料金
訪問看護物価対応料1（1日につき）	イ：月の初日の訪問の場合 60円
	ロ：月の2日目以降の訪問の場合 20円

各種加算

★加算算定に同意が必要なもの

	料金	1割	2割	3割
★24時間対応体制加算／月	6,520円	652円	1,304円	1,956円

利用者またはご家族から電話等により緊急時、または看護に関する相談に24時間看護師が直接対応し、必要に応じて緊急に訪問看護を行う体制にある場合、1ヶ月に1回加算されます。

	料金	1割	2割	3割
緊急訪問看護加算／日	2,650円	265円	530円	795円

利用者またはご家族からの求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の医師の指示により緊急訪問看護を行った場合、1日につき1回算定されます。

		料金	1割	2割	3割
特別管理加算／月	(I) 重症度が高い利用者	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	(II) 上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円

(I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態

(II) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱等を留置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

	料金	1割	2割	3割
特別管理指導加算／回	2,000円	200円	400円	600円

退院後、上記特別管理加算対象者に対し、退院時共同指導を行った場合、退院時共同加算に追加して加算されます。

	料金	1割	2割	3割
退院時共同指導加算／回	8,000円	800円	1,600円	2,400円

保険医療機関、介護老人保健施設、若しくは介護医療院入院（入所）中で、退院（退所）後に訪問看護を利用する利用者に対し、訪問看護ステーションと入院（入所）施設が連携して在宅療養について指導を行った場合に算定する加算です。初回訪問看護の際に1回加算されます。

	料金	1割	2割	3割
退院支援指導加算／回	6,000円	600円	1,200円	1,800円

退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合に加算されます。算定者は下記①～③

- ①厚生労働大臣が定める疾病の者
- ②特別管理加算の対象者
- ③退院日の訪問看護が必要と認められた者

	料金	1割	2割	3割
退院支援指導長時間加算／回	8,400円	840円	1,680円	2,520円

上記退院支援指導加算算定者①に対し、90分以上にわたる療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

		料金	1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算／日	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円

厚生労働大臣が定める疾病の者、特別管理加算の算定者、若しくは特別訪問看護指示書が交付された場合算定されます。

	料金	1割	2割	3割
早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時）	2,100円	210円	420円	630円

利用者やその家族の求めに応じて訪問看護を早朝・夜間の時間帯に行った場合に算定されます。ステーションの都合で訪問看護を行った場合は加算の対象にはなりません。

	料金	1割	2割	3割
深夜加算（22時～6時）	4,200円	420円	840円	1,260円

利用者やその家族の求めに応じて訪問看護を深夜の時間帯に行った場合に算定されます。ステーションの都合で訪問看護を行った場合は加算の対象にはなりません。

	料金	1割	2割	3割
長時間訪問看護加算（週1日まで）	5,200円	520円	1,040円	1,560円

算定者は下記①～④の利用者

- ① 15歳未満の超重症児または準超重症児（週3日限り）
- ② 15歳未満の小児であって、特別管理加算の算定対象者（週3日に限り）
- ③ 特別管理加算対象者（週1日に限り）
- ④ 特別訪問看護指示書が交付された者（週1日に限り）

	料金	1割	2割	3割
乳幼児加算（6歳未満）	1,500円	150円	300円	450円

6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合、1日につき1回算定されます。

	料金	1割	2割	3割
★在宅患者連携指導加算／月	3,000円	300円	600円	900円

医療関係職種間で月2回以上、文書等（電子メール、FAXも可）により情報共有をし、その共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合、月に1回算定されます。

	料金	1割	2割	3割
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

訪問看護ステーションが、主治医との連携の下に、終末期の看護を提供することで算定できる療養費です。

	料金	1割	2割	3割
★情報提供療養費／月（教育機関へは年度ごと）	1,500円	150円	300円	450円

利用者の同意を得て、各所へ対して訪問看護に関する情報を提供した場合に算定できる療養費です。

- ・市町村または指定特定相談支援事業者等への提供
- ・保育所または学校（大学を除く）への提供
- ・保険医療機関及び介護老人保健施設、または介護医療院への提供

★複数名訪問看護加算	算定回数	同一建物	料金	1割	2割	3割
看護師・保健師・理学療法士等の同行	週1日まで	2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		3~9名	4,000円	400円	800円	1,200円
看護補助者の同行	週3日まで	2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		3~9名	2,700円	270円	540円	810円
看護補助者の同行 ※特別な管理が必要な利用者に1日1回	制限なし	2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		3~9名	2,700円	270円	540円	810円
看護補助者の同行 ※特別な管理が必要な利用者に1日2回	制限なし	2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		3~9名	5,400円	540円	1,080円	1,620円
看護補助者の同行 ※特別な管理が必要な利用者に1日3回	制限なし	2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		3~9名	9,000円	900円	1,800円	2,700円
看護補助者の同行 特別な管理が必要な利用者以外の者	週3日まで	2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		3~9名	7,000円	700円	1,400円	2,100円

看護師が1人で訪問看護を行うことが困難な利用者に対して、複数名で行うことを評価する加算です。（下記①～⑥）

- ①厚生労働大臣が定める疾病等の者
- ②特別管理加算の対象者
- ③特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている場合
- ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ⑤利用者の身体的理由より1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
- ⑥その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

	料金
ベースアップ評価料（1） ※月1回	1,050円

保険医療機関に勤務する職員の賃上げ（ベースアップ）を支援するために診療報酬で評価されるものです。

令和8年度及び令和9年度の物価上昇に段階的に対応するため、訪問看護管理療養費の算定に併せて算定する加算です。

	料金
★訪問看護医療情報連携加算 ※月1回	1,000円

他の医療機関等の関係職種とICTを用いることにより効率的に診療情報共有し、計画的な管理を行うことを評価する加算です。

医療保険(精神科)

基本利用料金

- ① 精神科訪問看護基本療養費 + ② 訪問看護管理療養費 + ③ 訪問看護物価対応料

①精神科訪問看護基本療養費/日 ※ 医療保険での訪問看護は原則的に1日1回、週3日までです。

		料金	1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで 保健師・正看護師	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降 保健師・正看護師	6,550円	660円	1,310円	1,970円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	週3日まで 保健師・正看護師	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降 保健師・正看護師	6,550円	660円	1,310円	1,970円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者で同一日に3～9名訪問した場合)	週3日まで 保健師・正看護師	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降 保健師・正看護師	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費Ⅳ (外泊中の訪問看護)	入院中に1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

②訪問看護管理療養費/回

		料金	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費（1日につき）	月の初日	7,710円	770円	1,540円	2,310円
	2日目以降	3,010円	300円	600円	900円

③訪問看護物価対応料／回

	料金
訪問看護物価対応料 1 (1日につき)	イ：月の初日の訪問の場合 60 円
	ロ：月の2日目以降の訪問の場合 20 円

各種加算

★加算算定に同意が必要なもの

		料金	1割	2割	3割
特別管理加算／月	(I) 重症度が高い利用者	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	(II) 上記以外の場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円

(I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態

(II) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱等を留置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

	料金	1割	2割	3割
特別管理指導加算／回	2,000 円	200 円	400 円	600 円

退院後、上記特別管理加算対象者に対し、退院時共同指導を行った場合、退院時共同加算に追加して加算されます。

	料金	1割	2割	3割
★24時間対応体制加算／月	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円

利用者またはご家族から電話等により緊急時、または看護に関する相談に24時間看護師が直接対応し、必要に応じて緊急に訪問看護を行う体制にある場合、1ヶ月に1回加算されます。

	料金	1割	2割	3割
早朝・夜間加算 (6時～8時・18時～22時)	2,100 円	210 円	420 円	630 円

利用者やその家族の求めに応じて訪問看護を早朝・夜間の時間帯に行った場合に算定されます。ステーションの都合で訪問看護を行った場合は加算の対象にはなりません。

	料金	1割	2割	3割
深夜加算 (22時～6時)	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円

利用者やその家族の求めに応じて訪問看護を深夜の時間帯に行った場合に算定されます。ステーションの都合で訪問看護を行った場合は加算の対象にはなりません。

	料金	1割	2割	3割
精神科緊急訪問看護加算／日	2,650円	265円	530円	795円

利用者またはご家族からの求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の医師の指示により緊急訪問看護を行った場合、1日につき1回算定されます。

	料金	1割	2割	3割
退院時共同指導加算／回	8,000円	800円	1,600円	2,400円

保険医療機関、介護老人保健施設、若しくは介護医療院入院（入所）中で、退院（退所）後に訪問看護を利用する利用者に対し、訪問看護ステーションと入院（入所）施設が連携して在宅療養について指導を行った場合に算定する加算です。初回訪問看護の際に1回加算されます。

	料金	1割	2割	3割
退院支援指導加算／回	6,000円	600円	1,200円	1,800円

保健医療機関から退院時に在宅において療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

		料金	1割	2割	3割
難病等（精神科）複数回訪問加算／日	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円

厚生労働大臣が定める疾病の者、特別管理加算の算定者、若しくは特別訪問看護指示書が交付された場合算定されます。

	料金	1割	2割	3割
長時間訪問看護加算（週1日まで）	5,200円	520円	1,040円	1,560円

算定者は下記①～④の利用者

- ① 15歳未満の超重症児または準超重症児（週3日限り）
- ② 15歳未満の小児であって、特別管理加算の算定対象者（週3日に限り）
- ③ 特別管理加算対象者（週1日に限り）
- ④ 特別訪問看護指示書が交付された者（週1日に限り）

	料金	1割	2割	3割
乳幼児加算（6歳未満）	1,500円	150円	300円	450円

6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合、1日につき1回算定されます。

	料金	1割	2割	3割
★在宅患者連携指導加算／月	3,000円	300円	600円	900円

医療関係職種間で月2回以上、文書等（電子メール、FAXも可）により情報共有をし、その共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合、月に1回算定されます。

	料金	1割	2割	3割
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

訪問看護ステーションが、主治医との連携の下に、終末期の看護を提供することで算定できる療養費です。

	料金	1割	2割	3割
★情報提供療養費／月（教育機関へは年度ごと）	1,500円	150円	300円	450円

利用者の同意を得て、各所へ対して訪問看護に関する情報を提供した場合に算定できる療養費です。

- ・市町村または指定特定相談支援事業者等への提供
- ・保育所または学校（大学を除く）への提供
- ・保険医療機関及び介護老人保健施設、または介護医療院への提供

★複数名訪問看護加算	算定回数	同一建物	料金	1割	2割	3割
看護師・保健師・理学療法士等の同行	週1日まで	2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		3～9名	4,000円	400円	800円	1,200円
看護補助者の同行	週3日まで	2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		3～9名	2,700円	270円	540円	810円
看護補助者の同行 ※特別な管理が必要な利用者に1日1回	制限なし	2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		3～9名	2,700円	270円	540円	810円
看護補助者の同行 ※特別な管理が必要な利用者に1日2回	制限なし	2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		3～9名	5,400円	540円	1,080円	1,620円
看護補助者の同行 ※特別な管理が必要な利用者に1日3回	制限なし	2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		3～9名	9,000円	900円	1,800円	2,700円
看護補助者の同行 特別な管理が必要な利用者以外の者	週3日まで	2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		3～9名	7,000円	700円	1,400円	2,100円

看護師が1人で訪問看護を行うことが困難な利用者に対して、複数名で行うことを評価する加算です。（下記①～⑥）

- ①厚生労働大臣が定める疾病等の者
- ②特別管理加算の対象者
- ③特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている場合
- ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ① 利用者の身体的理由より1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
- ② その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

	料金
ベースアップ評価料（1） ※月1回	1,050 円

保険医療機関に勤務する職員の賃上げ（ベースアップ）を支援するために診療報酬で評価されるものです。

令和8年度及び令和9年度の物価上昇に段階的に対応するため、訪問看護管理療養費の算定に併せて算定する加算です。

	料金
★訪問看護医療情報連携加算 ※月1回	1,000 円

他の医療機関等の関係職種と ICT を用いることにより効率的に診療情報共有し、計画的な管理を行うことを評価する加算です。

その他の料金

○料金支払いによる手数料については利用者にご負担いただきます。

○キャンセル料

利用予定日当日 8：30 までにご連絡をいただけない場合、1 回毎に 3,000 円を請求いたします。

ただし、利用者の急変や入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。

○90 分を超える訪問看護 2,000 円 / 30 分毎

○必要経費については実費請求いたします。

6. 料金のお支払について

- (1) 料金については、1 ヶ月毎に計算し、翌月にご請求します。以下の方法で毎月ごとのお支払いをお願いします。基本お支払いは、自動引き落としをお願いしております。
- (2) 利用料金の内訳を明記した書類は引き落とし日までに訪問看護師がお届けします。
- (3) 利用料金は翌月 26 日に指定口座より口座振替となります。
- (4) 口座振替の確認後に、領収書を発行いたします。

7. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービスの提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。
- (2) 訪問看護サービスの提供にあたっては医師の指示書に基づき実施するものであり、記載のない事項、または医師の指示に反する内容については如何なる事由においても提供することは致しかねます。
- (3) 円滑な訪問看護実施のため、予定時間での終了のご理解とご協力をお願いいたします。
- (4) サービス提供にあたり、従業員の写真や動画等を無断で SNS 等に掲載することはご遠慮ください。

8. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者にて病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずる場合があります。その場合は、速やかに主治医への報告を行います。

9. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する指定介護予防訪問看護または指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにを行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置・対応については事故報告書を宇都宮市（保険者）に提出します。
- (3) また事業所内でも事故について検討・再発防止の話し合いを行い、記録、保存します。

事業所（法人）は、事故等により利用者に損害を生じさせてしまった場合に備え、下記の保険に加入しております。保険会社には必要時に利用者、家族の個人情報を提供する場合がありますので、ご承知おきください。

加入保険：訪問看護事業者総合保証制度

保険の内容：訪問看護の際に起きた事故に対する賠償

保険会社：三井住友海上火災保険株式会社（引受幹事保険会社）

損害保険ジャパン株式会社・東京海上日動火災保険会社（引受保険会社）

（窓口：有限会社訪問看護事業共済会）

10. 社会情勢及び天災による災害発生時の対応について

社会情勢の急激な変化、地震・風水害などの災害発生など、その規模や被害状況により通常のサービス提供を中止する場合があります。社会情勢の情報、災害状況を把握し、安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。また、介護予防訪問看護サービス・訪問看護サービスの利用に際し、災害時緊急連絡票を作成し、災害後に利用者、関係機関との情報共有についてあらかじめ確認し、通常の訪問看護体制へできるだけ早く戻れるよう努めます。

11. 業務継続に向けた取り組み

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な訪問看護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画書の策定、適宜見直しを行い、研修・訓練を実施します。

12. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を配置し、定期的に委員会を開催する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年に1回以上実施します。
- (4) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 3. 身体拘束の原則禁止について

- (1) 当事業所は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その容態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

1 4. 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 5. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 6. 苦情申請

事業所苦情窓口

- (1) 株式会社 HEARTS AND LIVES <代表取締役 上原美也子>
TEL 090-7265-2327
- (2) うらら訪問看護ステーション苦情相談窓口 <管理者 鈴木 めぐみ>
TEL 666-8750

外部苦情申請機関

- (1) 宇都宮市 高齢福祉課
TEL 632-8989
- (2) 栃木県国民健康保険団体連合会
TEL 643-2220